

一般競争入札(設置料率)による「清涼飲料水自動販売機設置事業者」募集要領

公益財団法人角田市地域振興公社では、次のとおり清涼飲料水自動販売機(以下「自販機」という。)を設置する事業者を募集します。

設置料率の一般競争入札により、自販機設置事業者を決定しますので、入札に参加を希望される方は、この募集要領の各事項及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

1 募集物件

番号	設置場所	所在地	台数	入札単位
1	角田市総合体育館 1階 自動販売機コーナー	角田市枝野字青木 155-31	2台	2台
2	角田中央公園テニスコート 休憩・談話コーナー	角田市枝野字青木 155-15	1台	1台
3	角田中央公園交通公園 ゴーカート・自転車倉庫内	角田市枝野字青木地内	1台	1台
4	角田市民ゴルフ場 スタートイングポート内	角田市藤田字北谷地 150-2	1台	1台
5	角田駅コミュニティプラザ	角田市角田字田袋 73-1	5台	1台

※ 各物件とも災害対応型であることが望ましいです。

※ 設置面積は、番号1は2台で2㎡(自販機前面の中は190cm以内とし、転倒防止、放熱余地、子メーター設置部分を含む。)、番号2から5は1台当たり約1.36㎡(転倒防止、放熱余地、子メーター設置部分、使用済み容器等回収ボックス設置部分を含む。)です。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 個人の場合は宮城県内に住所を、法人の場合は宮城県内に本店又は支店・営業所を有し、県税(角田市内に住所、本店、営業所を有する場合は市税も含む)の滞納がないこと。
- (3) 自販機の設置業務について、3年以上の実績を有し、商品補充、金銭管理など自販機の維持管理を自己の責任において行う者であること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。
- (6) 入札日の過去1年以内に、本公社管理施設の自販機設置に関して、契約内容に反する行為を行った者でないこと。

3 契約上の条件等

(1) 契約期間

契約期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間とします。

委託契約は期間満了をもって終了し、更新はないものとします。

(2) 設置料

設置料は、自販機の売上に設置料率の割合を乗じて得た金額(円未満は切り捨て)とする(消費税及び地方消費税相当額を含む)。

本公社が設定する予定設置料率(10.0%)以上で、最高の割合の設置料率を入札したものを設置事業者と決定します。

各施設設置場所における自販機の設置位置については、本公社が指定する設置位置とします。
 また、番号1の2台については、設置料率のうち、売上の10.0%を角田市母子福祉会へ寄付するものとします。(角田市母子福祉会との調整は、設置業者が行います。)

(3) 売上報告書の提出等

設置事業者は、売上状況を1ヶ月毎に取りまとめ、翌月の5日までに、売上報告書を本公社に報告することとし、四半期最終月の翌月の15日までに、本公社が3ヶ月分の設置料の請求書を送付しますので、指定期日までに納入していただきます。

(4) 電気料

電気料は、設置事業者が使用量を計る子メーターを設置の上、子メーターの使用量を翌月の5日までに売上報告書とともに本公社に報告することとし、四半期最終月の翌月の15日までに、本公社が3ヶ月分の電気料の請求書を送付しますので、指定期日までに納入していただきます。

毎月の電気料計算方式は次のとおりです。

【電気料金の計算式】

$$\boxed{\text{設置物件の月額電気料(円)}} = \boxed{\text{当該施設の月額電気料金(円)}} \times \frac{\boxed{\text{子メーター表示月間消費電力量(kwh)}}}{\boxed{\text{当該施設の月間電力量(kwh)}}$$

(5) 空き容器等回収料

空き容器等回収料は、月間売上本数に1円を乗じて得た額とします。

(6) その他

自販機設置の基準、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理等「自動販売機の設置に関する契約書」の契約内容をすべて遵守していただきます。

販売単価は、メーカー希望小売価格の10円引きの設定とし、販売品目は、次に掲げる飲料メーカーのものに限るものとします。なお、酒類およびその類似品の販売を行うことはできません。

1.サントリー	2.コカ・コーラ	3.アサヒ	4.伊藤園	5.ヤクルト
6.大塚製薬	7.ダイドードリンコ	8.サッポロ	9.カゴメ	10.麒麟ビバレッジ

4 申込方法等

(1) 受付期間 平成31年2月1日(金)から2月15日(金)まで(ただし、土、日曜日は除く。)
 午前9時から午後5時00分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 受付場所

角田市枝野字青木 155-31
 公益財団法人角田市地域振興公社
 電話 0224(63)3789

(3) 申込方法

受付場所に直接書類を持参してください。
 書類を確認の上、入札参加申込書の写しを交付します。

※ 郵送等による受付は行いません。

(4) 申込みに必要な書類

- ① 入札参加申込書(様式1)
- ② 法人の場合は商業登記簿(履歴事項全部証明書)の写し、個人の場合は住民票の写し
※発行後3ヶ月以内のものに限る。
- ③ 県税(市税)の滞納がないことの証明書
- ④ 誓約書(様式2)
- ⑤ 業務実績書(様式3)

5 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札の日時 平成31年2月22日(金)

- | | |
|-----|---------|
| 番号1 | 午後1時30分 |
| 番号2 | 午後1時40分 |
| 番号3 | 午後1時50分 |
| 番号4 | 午後2時00分 |
| 番号5 | 午後2時10分 |

(2) 入札及び開札の場所 角田市総合体育館 会議室

(3) 入札の受付等

入札の受付は、10分前から行います。番号2以降の入札は、直前の入札が終わりしだい受付を開始します。

なお、入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、御注意ください。

入札(開札)会場への入室は、各社(者)1名とさせていただきます。

入札の進行状況等によっては開始時刻が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

6 入札の手続き

(1) 入札方法

- ① 入札書(様式4)には、希望する物件番号と、設置料率(パーセント(小数点第2位まで))を記載してください。なお、入札設置料率は売上見込額に対する希望借受額(消費税相当額は含みません。)の割合です。
- ② 入札書は封筒に入れて、提出してください。
- ③ 代理人による入札の場合は、委任状(様式5)を提出し、委任を受けた方の名前で入札してください。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 入札時に持参する書類

- ① 入札参加申込書の写し(申込の受付時にお渡しします。)
- ② 入札書及び封筒
- ③ 委任状(代理人の方が入札される場合)

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 一の入札について同一の者がした二以上の入札
- ③ 入札者の記名・押印のない入札
- ④ 設置料率の記載が不明確な入札(設置料率の訂正は認められません。)
- ⑤ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定

- ① 予定設置料率以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の割合の設置料率をもって入札した者を入札単位台数に係る落札者とします。
- ② 落札となるべき同じ割合の設置料率の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。
- ③ 落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。

(6) 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときはその者の名称及び設置料率の割合を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

7 契約の締結

落札者は、平成31年3月 日()までに契約書に記名押印していただきます。

期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなします。

その場合、落札は無効となり、本公社の一般競争入札に参加することができなくなる場合があります。

8 その他

- (1) 提出された申込書等は返却しません。
- (2) 自販機の設置、撤去、維持管理(光熱水費等)及び原状回復に関する一切の経費は、自販機設置事業者の負担となります。

9 問合せ先 公益財団法人角田市地域振興公社 事務局
電話0224(63)3789

関係書類

- 入札参加申込書(様式1)
- 誓約書(様式2)
- 業務実績書(様式3)
- 入札書(様式4)
- 委任状(様式5)
- 自動販売機の設置に関する契約書(見本)

(様式1)

自動販売機設置に係る入札参加申込書

平成 年 月 日

公益財団法人角田市地域振興公社
理事長 菊池勝美 殿

住 所
(所在地)

氏 名
(商号又は名称
及び代表者氏名)

印

(担当者)

担当部署

担当者氏名

電話番号

公益財団法人角田市地域振興公社の管理施設内に設置する自動販売機に係る一般競争入札について、募集要領並びに現場等熟知のうえで下記のとおり参加を申し込みます。

記

1 入札参加申込物件

参加を希望する番号を○で囲む。

番号	設置場所	所在地	台数	入札単位
1	角田市総合体育館1階 自動販売機コーナー	角田市枝野字青木155-31	2台	2台
2	角田中央公園テニスコート 休憩・談話コーナー	角田市枝野字青木155-15	1台	1台
3	角田中央公園交通公園コート・自転車倉庫内	角田市枝野字青木地内	1台	1台
4	角田市市民ゴルフ場スターティングポーチ内	角田市藤田字北谷地150-2	1台	1台
5	角田駅コミュニティプラザ	角田市角田字泉町146	5台	1台

2 添付書類

- (1) 商業登記簿 (法人の場合) 住民票 (個人の場合)
- (2) 県税 (市税) の滞納が無いことの証明書
- (3) 誓約書 (様式2)
- (4) 業務実績書 (様式3)

(様式2)

誓 約 書

平成 年 月 日

公益財団法人角田市地域振興公社
理事長 菊池勝美 殿

住 所
(所 在 地)
氏 名

印

(商号又は名称
及び代表者氏名)

公益財団法人角田市地域振興公社の管理施設内に設置する自動販売機の一般競争入札参加申込みにあたり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

記

- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団等との関係を有してしないこと。
- 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。

(様式3)

業務実績書

公益財団法人角田市地域振興公社
理事長 菊池勝美 殿

平成 年 月 日

住 所
(所 在 地)

氏 名
(商号又は名称
及び代表者氏名)

印

自動販売機の設置業務につき、自ら管理・運営した3年以上の実績については下記のとおりです。

設置場所 の所有者	設置施設 の名称等	所在地	設置 台数	設置期間

(記載上の留意点)

- (1) 角田市の施設での実績があれば当該実績を優先して記載すること。
- (2) 複数の実績がある場合は直近の実績を優先して記載すること。
- (3) 「設置場所の所有者」欄の記載は次のとおりとすること。
 - ・ 国又は地方公共団体の場合は省庁名又は都道府県・市町村名を記載
 - ・ 団体又は民間企業の場合は団体名又は企業名を記載
 - ・ 個人経営の商店等、場所の所有者が個人の場合は「民間私人」と記載
- (4) 「設置施設の名称等」欄の記載は次のとおりとすること。
 - ・ 施設名(〇〇事務所、△△高等学校、スーパー□□店、▽▽ビルなど)がある場合はその名称を記載
 - ・ 施設名がない場合又は建物のない土地に設置している場合は「建物内」、「建物の軒下」、「更地上」など設置場所の状況を記載
 - ・ 設置期間は「〇年間」又は「〇年△月間」と記載し、設置継続中の場合は設置開始時から本実績書提出時までの設置期間を記載

(様式4)

入 札 書

件名 管理施設内の自動販売機の設置委託

「清涼飲料水自動販売機設置事業者」募集要領並びに現場等を承知し、次のとおり入札します。

番号		設置料率			■			%
----	--	------	--	--	---	--	--	---

(注) 自動販売機の売上に対する設置料率(%で小数点第2位まで)を記載してください。

平成 年 月 日

公益財団法人角田市地域振興公社
理事長 菊池勝美 殿

住 所
(所在地)

氏 名
(商号又は名称
及び代表者氏名)

印

代 理 人

印

(別紙5)

委任状

平成 年 月 日

公益財団法人角田市地域振興公社
理事長 菊池勝美 殿

住 所
(所在地)

氏 名
(商号又は名称
及び代表者氏名)

印

私は、(住所)

(氏名)

入札(見積)で
使用する印

代理人使用印
(認印可)

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

平成 年 月 日に公益財団法人角田市地域振興公社が行う管理施設内に設置する自動販売機の入札(見積)に関する一切の権限。

(設置料率による競争入札方式)

自動販売機の設置に関する委託契約書

公益財団法人角田市地域振興公社（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、自動販売機（以下「自販機」という。）の設置について、次の条項により委託契約を締結する。

(設置場所)

第1条 自販機の設置場所は別紙「設置場所と設置料率」に記載のとおりとする。

2 前項の設置場所における設置位置については、甲の指定した場所とする。

(使用目的等)

第2条 乙は、甲が公募した際の条件を遵守するとともに、本件設置場所を自販機設置の目的以外に使用してはならない。

(販売品目及び販売単価)

第3条 販売品目は、国内シェア10位以内の飲料メーカーの清涼飲料水とし、甲の書面による承諾を得るものとする。

2 販売単価は、メーカー希望小売価格の10円引きとし、これ以外の単価を設定するときは、甲の書面による承諾を得るものとする。

(契約期間)

第4条 契約期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間とする。

(自販機等の設置等にかかる費用)

第5条 本契約に係る自販機の設置、撤去及び原状復帰の費用並びにメンテナンス費用については、全額乙による負担とする。

(設置料)

第6条 設置料は、売上金額に設置料率の割合を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）とし、その割合は別紙「設置場所と設置料率」に記載のとおりとする（消費税及び地方消費税を含む）。

2 角田市母子福祉会に対する協賛については、売上金額の10%とし、前項に定める設置料率に含めるものとする。なお、この協賛金については、第10条に規定する甲の指定する日までに、別に指定する団体の口座に振り込むものとする。（振込に係る費用等は、乙が負担する。）

(電気料)

第7条 乙は、本契約に基づき設置した自販機には電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

2 乙は、自販機設置施設において毎月末に、子メーターの表示する電気使用量を甲に報告するもの

とする。

3 甲は、次の計算方式により月額電気料金を計算するものとする。

【電気料金の計算式】

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{設置物件の} \\ \text{月額電気料(円)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{当該施設の} \\ \text{月額電気料金(円)} \end{array}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{子メーター表示} \\ \text{月間消費電力量(kwh)} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{c} \text{当該施設の} \\ \text{月間電力量(kwh)} \end{array}}}$$

(空き容器等回収料)

第8条 空き容器等はすべて甲が処理するものとし、空き容器等回収料は、月間売上本数（個数）に1円を乗じて得た額とする。

(売上報告書等の提出等)

第9条 乙は、自販機の売上状況及び子メーターの表示する電気使用量を1ヶ月毎に取りまとめ、翌月の5日までに、報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、売上報告等に係る設置料、電気料及び空き容器等回収料を取りまとめ、当該年度の四半期最終月の翌月の15日までに、乙に請求書を送付するものとする。

3 甲は、乙が提出した売上報告書に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

(設置料等の支払)

第10条 乙は、前条第2項により、甲の指定する日までに甲の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。(振込に係る費用等は、乙が負担する。)

(延滞金)

第11条 前項の支払期限までに納付がないときは、乙は納入期限の翌日から納付した日までの期間について、年14.6%の割合により算出した延滞金を甲に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第12条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第13条 乙は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(自販機設置の基準等)

第14条 乙は、次に掲げる基準に基づき自販機を設置しなければならない。

(1) 設置する自販機は、販売し管理するものの会社名又は管理者名を必ず明記すること。

(2) 自販機の機種は、省エネ法（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和五十四年六月二十二日法律第四十九

- 号)に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率の良い自販機を設置するよう努めること。
- (3) 自販機窃盗被害の発生防止のため、堅牢化基準による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。
 - (4) 自動販売機を据付ける場合は、日本工業規格（JIS）の据付基準又は（社）全国清涼飲料工業会の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を講ずること。
 - (5) 「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を期すこと。

（使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理）

第 15 条 乙は、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理について、次の点に留意して行わなければならない。

- (1) 使用済み容器の回収ボックスは、プラスチック製または金属製とし、使用済み容器が溢れたり周囲に散乱することが無いよう、十分な容積のものを設置すること。なお、投入口付近には、一般ごみ投入禁止とリサイクル推進を必ず表示するとともに、外観色は周辺環境に配慮したものとすること。
- (2) 回収ボックスからの容器の回収と処理は、甲の責任においてこれを行う。

（契約の解除）

第 16 条 次の各号に該当するときは、甲は、この契約の一部又は全部を解除し、乙に対し設置物件の撤去を求めるものとし、乙は、速やかに設置物件を撤去するものとする。なお、撤去に要する費用は、乙が負担するものとする。

- (1) 乙が本契約に違反したとき。
 - (2) 乙から契約解除の申し出があったとき。
 - (3) 設置施設の改造、廃止又は法律、条例及び規則等の改正その他の理由により甲が契約解除を必要と認めたとき。
 - (4) 乙が 2 ヶ月間以上設置料金等を滞納したとき。
 - (5) 乙が商品の補充を怠り、甲が再三に渡り補充を要請しても十分な対応を行わないとき。
 - (6) その他、甲が必要と認めたとき。
- 2 乙は、前項に定める理由により本契約を解除された場合に発生する損失について、甲に対して補償を請求することはできない。

（機種の変換等）

第 17 条 本契約締結後、破損及び損耗等の理由により設置機種を変更する場合は、乙は書面により変更後の機種の内容等について、事前に甲に届け出るものとする。

（有益費の請求権の放棄）

第 18 条 乙は、本契約を終了したとき、本件設置場所の改良のために費やした金額その他有益費についてその価格の増加が現存する場合であっても、甲に対し、その費やした金額または増加額の請求を行わないものとする。

(損害賠償)

第 19 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(原状回復)

第 20 条 本契約が終了したときは、乙は自己の責任において本件設置場所を原状に回復したうえ、甲の指定する期日まで明渡しするものとする。

(善良なる管理者の注意義務)

第 21 条 乙は、利用者が安心して商品を購入することができるよう自販機の設置、管理及び商品の販売に関し、善良なる管理者の注意を以てこれを行わなければならない。

(特約条項)

第 22 条 この契約書は、自販機の設置場所に係る角田市の公園施設設置管理許可が下りた時点から契約書としての効力を有するものとする。

(疑義の決定)

第 23 条 本契約に疑義のあるときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲 角田市枝野字青木 1 5 5 番地 3 1
公益財団法人角田市地域振興公社
理事長 菊池勝美

乙 (住所)
(氏名)

(別紙)

設置場所と設置料率

設置場所	面積 (㎡)	台数	設置料率
角田市総合体育館 1 階自動販売機コーナー (手前側)	2 (1 台 1 ㎡)	2	